

中小企業関連法制の概要

・1948年(昭和23年) — 中小企業庁の設置

・1963年(昭和38年) — 中小企業基本法の制定



バブル経済の崩壊

・1999年(平成11年) — 中小企業基本法の改正



(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・2013年(平成25年) — 小規模企業活性化法の制定(中小企業基本法を改正。小規模企業の活性化を明記。)



・2014年(平成26年) — 小規模企業振興基本法の制定



(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本理念) ・大企業と中小企業の二重構造の問題に対応
・経済的社会的制約による不利の是正

(基本理念) ・中小企業の多様で活力ある成長発展
(基本方針) ・経営の革新及び創業の促進
・中小企業の経営基盤強化
・経済的社会的環境変化への適応の円滑化
・中小企業に対する資金の供給の円滑化

(基本方針) ・小規模企業を中心に捉えた新たな施策体系の構築